



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧（環境整備課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 4
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課）…………… 4
- 都市計画の変更・5件（都市計画・モノレール課）…………… 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 7

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・5件…………… 7

## 告 示

### 沖縄県告示第251号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社松島開発 宮古島市平良字下里1379番地 代表取締役 下地孝司
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 宮古島市平良字島尻野田766番9ほか2筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場
- 4 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）並びにがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（これらのうち、特別管理産業廃棄物を除く。）
- 5 申請年月日 平成28年12月9日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 沖縄県環境部環境整備課、沖縄県宮古保健所及び宮古島市生活環境部環境衛生課
  - (2) 期間 平成29年4月21日（金曜日）から同年5月22日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
  - (1) 提出先 沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県宮古保健所
  - (2) 提出期間 平成29年4月21日（金曜日）から同年6月5日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏

名及び住所を記載すること。

### 沖縄県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	米須清和	今帰仁村字謝名1034番地
理事	山城透	今帰仁村字崎山860番地の6
理事	小那覇安淳	今帰仁村字仲宗根2番地の13
理事	仲本義朗	今帰仁村字仲尾次80番地
理事	座間味重夫	今帰仁村字上運天1221番地の5
理事	田港朝茂	今帰仁村字天底1183番地
理事	喜屋武治樹	今帰仁村字仲尾次92番地
監事	山城直一	今帰仁村字崎山121番地
監事	謝花喜洋	今帰仁村字渡喜仁55番地
監事	小那覇安隆	今帰仁村字勢理客315番地

任期 平成29年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	與那嶺勝也	今帰仁村字玉城566番地2上里アパート102号
理事	米須清和	今帰仁村字謝名1034番地
理事	山城透	今帰仁村字崎山860番地の6
理事	小那覇安淳	今帰仁村字仲宗根2番地の13
理事	島袋一昭	今帰仁村字上運天911番地の2
理事	田港朝弘	今帰仁村字天底1287番地
理事	與那嶺幸人	今帰仁村字崎山255番地
監事	諸喜田展生	今帰仁村字玉城513番地
監事	山城直一	今帰仁村字崎山121番地
監事	謝花喜洋	今帰仁村字渡喜仁55番地

### 沖縄県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久志真土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉清隆	名護市字久志810番地の5
理事	高江洲徳雄	名護市字久志134番地
理事	棚原憲明	名護市字久志790番地の43
理事	森山憲一	名護市字久志104番地
理事	島袋義達	名護市字久志856番地の1
理事	宮里武継	名護市字久志57番地
理事	伊波恵弘	名護市字久志100番地
理事	比嘉増進	名護市字久志176番地
理事	比嘉貢	名護市字久志790番地の19
理事	安里秋男	名護市字久志777番地の2
監事	島袋庸雄	名護市字久志844番地
監事	比嘉清一	名護市字久志834番地の3
監事	比嘉俊次	名護市字久志810番地の6

任期 平成29年3月2日から平成33年3月1日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉清隆	名護市字久志810番地の5
理事	高江洲徳雄	名護市字久志134番地
理事	棚原憲明	名護市字久志790番地の43
理事	森山憲一	名護市字久志104番地
理事	島袋義達	名護市字久志856番地の1
理事	宮里武継	名護市字久志57番地
理事	伊波恵弘	名護市字久志100番地
理事	比嘉増進	名護市字久志176番地
理事	比嘉貢	名護市字久志790番地の19
理事	安里秋男	名護市字久志777番地の2
監事	島袋庸雄	名護市字久志844番地
監事	比嘉清一	名護市字久志834番地の3
監事	比嘉俊次	名護市字久志810番地の6

**沖縄県告示第254号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野132番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第255号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成29年 4月21日から同年 5月12日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林水産振興センター及び伊平屋村役場において縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 出願書受理年月日 平成29年 2月 6日
- 2 出願の概要
  - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
    - ア 出願人 伊平屋村字我喜屋251番地 伊平屋村
    - イ 代表者 伊平屋村字田名1528番地の2 伊平屋村長 伊礼幸雄
  - (2) 埋立区域
    - ア 位置 伊平屋村字田名西原2866番60及び2866番61の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域
      - ①の地点 四等三角点(瀬(2))後岳（北緯27度04分07秒8953、東経127度59分13秒7579）から261度44分17秒1,525.39メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から232度59分01秒6.00メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から323度01分27秒10.00メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から232度59分01秒77.94メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から322度59分58秒17.69メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から53度00分02秒81.82メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から140度42分46秒15.70メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から131度55分24秒0.87メートルの地点
      - ⑨の地点 ⑧の地点から98度38分45秒1.13メートルの地点
      - ⑩の地点 ⑨の地点から67度37分00秒0.99メートルの地点
    - ウ 面積 1,507.09平方メートル
  - (3) 埋立てに関する工事の施行区域
    - ア 位置 伊平屋村字田名西原2866番60及び2866番61の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域
      - ④の地点 四等三角点(瀬(2))後岳（北緯27度04分07秒8953、東経127度59分13秒7579）から262度33分22秒1,405.34メートルの地点
      - ⑥の地点 ④の地点から233度01分00秒208.71メートルの地点
      - ③の地点 ⑥の地点から323度01分00秒100.51メートルの地点
      - ⑨の地点 ③の地点から53度01分01秒208.71メートルの地点
    - ウ 面積 20,974.31平方メートル
  - (4) 埋立地の用途 漁港施設用地の造成地及び臨港道路
- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載

して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

#### 沖縄県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 那覇市首里石嶺町2丁目並びに浦添市字経塚、前田一丁目、前田二丁目及び前田三丁目
  - (2) 削除する部分 那覇市首里石嶺町2丁目並びに浦添市字経塚、前田一丁目及び前田二丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

#### 沖縄県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 那覇市樋川1丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

#### 沖縄県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・20号ひめゆり三原線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 那覇市壺屋2丁目及び三原1丁目
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

#### 沖縄県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 9・7・1号沖縄都市モノレール

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 追加する部分 那覇市首里石嶺町2丁目並びに浦添市字経塚、前田一丁目、前田二丁目及び前田三丁目
- (2) 削除する部分 那覇市首里石嶺町2丁目並びに浦添市字経塚、前田一丁目及び前田二丁目

## 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**沖縄県告示第260号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・37号糸満与那原線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 糸満市字糸満
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年5月7日まで縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年 4月 7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人ぶどう園の会
- 3 代表者の氏名 曾根ルチア
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市桃原一丁目5番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、その他支援を必要とする人々に対して、まごころのこもった居宅サービス及び介護予防サービス事業等を行い、またヒーリング療法等の施術やカウンセラー等の人材育成をすることにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・糸1号阿波根兼城線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 石川センター地区・石川池原線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 石川南地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 4月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年 1月16日 沖縄県指令土第34号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里桃原2085番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市知花一丁目23番 3号パークサイドティータ203号室 黒島弘善
- 5 検査済証番号 平成29年 4月11日 第4360号
- 6 工事完了年月日 平成29年 3月16日

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第13号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 4月21日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・シールズの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字知花曲茶原	2291番	原野	1,398	1,473.03	1,473.03

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
島袋善祐	沖縄市知花五丁目13番37号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 3月 9日

#### 沖縄県収用委員会告示第14号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 4月21日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する陸軍貯油施設の用に供するための使用  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
中頭郡北谷町字砂辺差久原	783番	畑	744	744.19	744.19
中頭郡北谷町字砂辺差久原	830番	畑	729	729.09	729.09
中頭郡北谷町字砂辺差久原	838番1	畑	455	455.13	455.13

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
與儀勇	那覇市具志2丁目25番1号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 3月 9日

#### 沖縄県収用委員会告示第15号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 4月21日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する陸軍貯油施設の用に供するための使用  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
中頭郡北谷町字砂辺差久原	889番3	畑	927	927.79	927.79

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊禮弘	うるま市石川東恩納981番地6勝連ハイツ102号室



- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

#### 沖縄県収用委員会告示第16号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年4月21日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用  
3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字城間西唐蒲	687番	畑	793	793.37	793.37
浦添市字城間淑口	941番2	墓地	119	119.49	119.49

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
内間清子	浦添市城間一丁目13番5号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年3月9日

#### 沖縄県収用委員会告示第17号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年4月21日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用  
3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字城間西空寿	1556番1	墓地	148	148.05	148.05

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
古波藏豊	浦添市城間二丁目4番17号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 3月 9日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---